

第二期 流山市 GIGA スクール構想業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本プロポーザルは、「第二期 流山市 GIGA スクール構想業務委託(以下「本事業」という。)」を委託するにあたり、優れた技術内容を提案する事業者を選定することを目的に実施するものである。

2 事業概要

(1)事業名

第二期 流山市 GIGA スクール構想業務委託

(2)業務内容

別紙、「第二期 流山市 GIGA スクール構想業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおりに。ただし、契約時における仕様書は、優先交渉者として選定された事業者等の技術提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

(3)委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

(4)事業規模

3,062,695,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。

3 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者(以下、「参加者」という。)は、参加表明書提出日において、次に掲げる要件を全て満たす者であることとする。

(1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。

(2)参加表明書の提出期限時において、令和6・7年度流山市物品等競争入札参加資格者名簿に登録がある者であること。

(3)技術提案書の提出時において、流山市において指名停止の措置を受けていない者であること。

(4)千葉県内に本社又は営業所等を有する者であること。

(5)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続 開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

(6)流山市暴力団排除条例(平成29年流山市条例第42号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

4 参加表明書及び参加資格の確認結果の通知に関する事項

(1)参加表明書

ア 提出書類及び提出部数

参加表明書(様式第1号)1部

イ 提出期限

2025 年10月21日(火)午後5時まで(必着)

ウ 提出場所

「12 担当部署(書類提出先・問合せ先)」のとおりに

(2)提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送の場合は、「配達証明付き書留郵便」とし、提出期限までに必着とする。

ア 参加資格の確認結果の通知

2025 年 10 月 22日(水)までに参加表明書提出者全員に電子メールで通知する。

5 質問の受付と回答

(1)提出書類

質問書(様式第2号)

(2)受付期限

2025 年 10 月17日(金)午後5時まで(必着)

(3)提出場所

「12 担当部署(書類提出先・問合せ先)」のとおりに

(4)提出方法

持参、郵送又は電子メールによる。ただし、いずれの提出方法でも受付期限までに必着とする。

(5)回答方法

提出された質問に対する回答は、2025 年 10 月 20 日(月)までに本市公式ホームページに掲載する。

(6)質問内容

参加表明書及び技術提案書の作成又は提出に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

6 技術提案書に関する事項

(1)作成について

別紙、「技術提案書作成要領」を参照すること。

(2)提出場所

「12 担当部署(書類提出先・問合せ先)」のとおりに

(3)提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送の場合は、「配達証明付き書留郵便」とし、提出期限まで

に必着とする。

7 優先交渉者の選定

(1) 審査方法及び審査基準

- ア 優先交渉者の審査は、本市が指名する「審査委員会」において、非公開で審査を行う。
- イ 提出された技術提案書及びプレゼンテーションの結果に基づき審査し、優先交渉者及び次点者を選定する。
- ウ 審査基準等については、2025 年 11 月 11 日(火)に本市公式ホームページに掲載する。
- エ 審査委員会の審査委員は、優先交渉者を決定後に公表する。

(2) 審査結果の通知

- ア 審査結果の通知は、2025 年 11 月 11 日(火)までに技術提案書提出者全員に郵送で発送する。
- イ 審査結果の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内に書面により説明を求める事ができるものとする。
- ウ 上記イの回答については、説明を求める事ができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答するものとする。なお、電話、電子メール等による問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

(3) 失格基準

次のいずれかに該当する場合には、失格とする場合がある。

- ア 提出書類の記載事項に虚偽の記載があった場合
- イ 仕様書に記載した要件を満たすことができないと判断した場合
- ウ 審査の公平性を害する行為があった場合
- エ 審査委員会又は本業務の関係者に本プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- オ 2(4)事業規模を上回る見積もりの場合
- カ 3参加者の資格要件をから失格した場合

8 契約

優先交渉者と契約締結の交渉を行う。なお、優先交渉者との契約交渉が整わなかった場合は、次点者と契約交渉を行うこととする。

9 スケジュール

(1) 以下にスケジュールを示す。

情報公開日	2025 年 10 月 10 日(金)
質問の受付期限 ※	2025 年 10 月 10 日(金)～10 月 17 日(金)午後5時まで
質問への回答	2025 年 10 月 20 日(月)

参加表明書の提出期限※	2025 年 10 月 10日(金)～10 月21日(火)午後5時まで
参加資格の確認結果通知	2025 年 10 月22日(水)
技術提案書等の提出期限※	2025 年 10 月23日(木)～10 月30 日(木)午後5時まで
プレゼンテーション実施	2025 年11月5日(水)
審査の結果通知	2025 年11月11日(火)
契約締結予定日	2025 年 12 月上旬

※本市に提出が必要なもの

(2)質問書、参加表明書、技術提案書の提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送の場合は、「配達証明付き書留郵便」とし、提出期限までに 必着とする。

10 特記事項

- (1)仕様書に定めのない事項で、業務委託に必要な事項については、本市と本事業受託者との間で協議し、その都度定める。
- (2)本事業受託者は、業務の遂行にあたっては、業務上知り得た個人情報等の秘密は他人に漏らしてはならない。また、契約期間終了後においても同様とする。

11 その他

(1)提出書類の取扱い

ア 著作権及び意匠

- ・提出された技術提案書等の著作権は、第三者に帰属すべきものを除き、各提出者に帰属するものとする。
- ・技術提案書等に第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。
- ・第三者の著作物の使用の責めは、使用した参加者にすべて帰するものとする。

イ 提出書類を本市が使用する場合

以下に記載する内容については、参加者への合意後に実施する場合がある。

- ・本市は、本プロポーザルに関する事項の公表、展示、その他必要と認めるときには、技術提案書等は無償で使用する事ができるものとする。
- この場合、提案者名は明示するものとする。
- ・優先交渉者として特定された者の技術提案書は、公開することがある。

(2)経費の負担

- ア 参加表明書及び技術提案書等の作成に要した費用は、全て参加者の負担とする。
- イ 書類提出時等の旅費は、全て参加者の負担とする。

(3)その他

ア 提出された参加表明書及び技術提案書等は返却しない。

イ 受理した参加表明書及び技術提案書の差替えは認めない。

12 担当部署(書類提出先・問合せ先)

流山市教育委員会 学校教育部指導課

住所 〒270-0192 流山市平和台 1-1-1

電話 04-7150-6105 FAX 04-7150-0809

E-mail shidou@city.nagareyama.chiba.jp